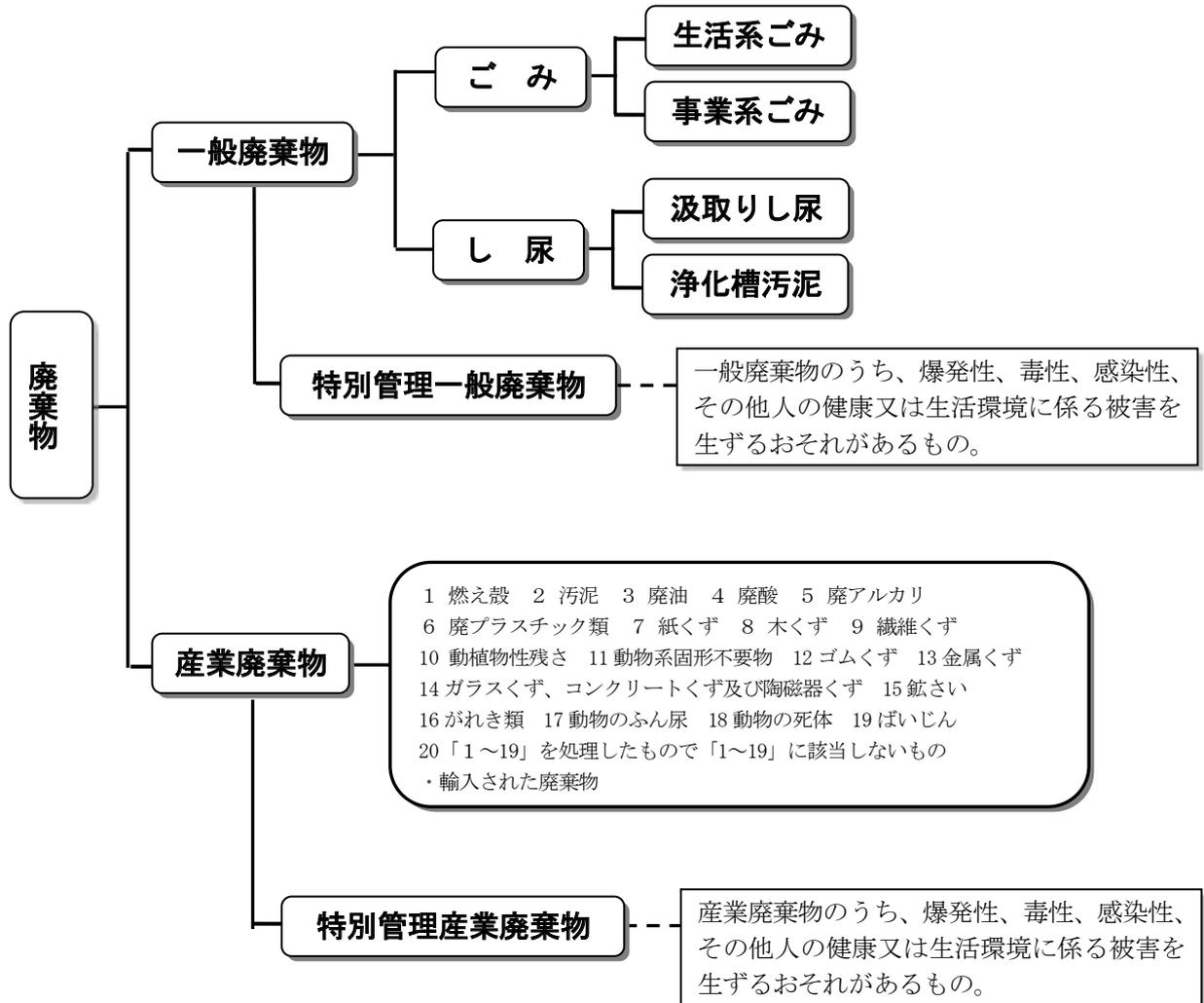


4. 資源循環型社会を築く

(1) 廃棄物の分類

廃棄物は以下のように分類されます。



(2) 産業廃棄物の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）では、次のように産業廃棄物の種類を定めています。

	種類	適用	業種指定
産業廃棄物	1 燃 え 殻	石炭灰、重油灰、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ	
	2 汚 泥	排水処理後及び各種製造業の製造工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、凝集沈殿汚泥、建設工事汚泥等	
	3 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ等	
	4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液	
	5 廃 アルカリ	廃ソーダ液等、すべてのアルカリ廃液	
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）など固形状及び液状のすべての合成高分子化合物	
	7 紙 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業、印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず	有
	8 木 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片等、貨物の流通のために使用したパレット等	有
	9 織 維 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。）から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず	有
	10 動植物性残さ	食品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	有
	11 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜及び食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物	有
	12 ゴ ム く ず	天然ゴムくずのみ	
	13 金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず等	
	14 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、レンガくず、廃石膏等	
	15 鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さ、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、粉炭かす、鋳物砂等	
	16 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート片、アスファルト片、レンガ等	
	17 動物のふん尿	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有
	18 動物の死体	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有
	19 ば い じん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設からのばいじん、集じん施設によって集められたもの	
	20	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	
	輸入された廃棄物	航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物	
特別管理産業廃棄物	廃 油	廃油のうち揮発油類、灯油類、軽油類	
	廃 酸	水素イオン濃度指数（pH）2.0以下の廃酸	
	廃 アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）12.5以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物	医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等	
	特定有害汚染物	廃ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油、ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず、ポリ塩化ビフェニルが付着し又は封入された又は廃プラスチック類若しくは金属くず、ポリ塩化ビフェニルが付着した陶磁器くず又はがれき類	
	有害産業廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの	
	廃 水 銀 等	特定の施設等から発生した廃水銀及び廃水銀化合物（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、廃棄物処理施設等で回収した廃水銀、廃水銀等を処分するために処理したものであり環境省令で定める基準に適合しないもの	
廃 石 綿 等	建築物その他工作物から除去した石綿、石綿含有保温材、作業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、発じん機又は集じん機で集められた石綿等		
その他の有害産業廃棄物	特定の施設等から発生した燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん等のうち、有害物質が環境省令で定める判定基準に適合しないもの		

なお、アスベストを含む廃棄物は、特別管理産業廃棄物の廃石綿等の他に石綿含有産業廃棄物があります。

石綿含有産業廃棄物とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものです。（ただし、廃石綿等を除く。）

廃棄物処理法では、産業廃棄物に該当しないものを一般廃棄物としています。なお、有価物及び次のものは、廃棄物処理法の対象となりません。

①気体状のもの、②放射性物質及びこれによって汚染されたもの、③港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの、④漁業活動に伴って漁網にかかった水産動物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの、⑤土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

(3) 生活系可燃ごみの有料化の状況 (28年度実績)

超過有料制	指定袋制		料金徴収・指定袋 共になし
	処理料金上乗せ	袋代のみ	
	有料化あり		有料化なし
野田市	千葉市 銚子市 館山市 木更津市 茂原市 東金市 旭市 勝浦市 八千代市 鴨川市 富津市 袖ヶ浦市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 君津市 大網白里市 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 御宿町	市川市 船橋市 松戸市 成田市 佐倉市 柏市 習志野市 市原市 鎌ヶ谷市 浦安市 四街道市 印西市 白井市 富里市 八街市 酒々井町 大多喜町 鋸南町	流山市 我孫子市

(4) 産業廃棄物処理業による処理の実績 (27・28年度)

ア 中間処理

(単位：t)

種類	県内廃棄物		県外廃棄物		合計		
	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	
産業廃棄物	燃え殻	19,157	21,135	54,982	48,603	74,193	69,737
	汚泥	938,030	818,619	1,209,616	1,425,411	2,147,646	2,244,030
	うち建設汚泥	292,677	367,898	923,272	862,687	1,215,949	1,230,584
	廃油	94,653	76,412	41,664	56,168	136,317	132,579
	廃酸	16,273	12,582	20,289	17,795	36,362	30,376
	廃アルカリ	60,355	34,860	4,974	34,873	65,329	69,732
	廃プラスチック類	338,550	306,357	158,419	209,102	496,969	515,459
	紙くず [※]	51,046	41,110	17,558	21,318	68,604	62,429
	木くず [※]	412,496	407,792	178,347	223,638	590,843	631,430
	繊維くず	9,300	9,815	6,038	6,364	15,338	16,180
	動植物性残さ	38,287	37,587	59,978	64,165	98,265	101,752
	がれき類	3,436,726	3,143,507	1,803,036	1,832,621	5,239,762	4,976,128
	金属くず	86,831	69,197	66,127	62,361	152,958	131,558
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	252,070	265,043	236,583	263,550	488,653	528,593
	鋳さい	1,442	6,086	57,848	55,996	59,290	62,082
	ゴムくず	46	15	91	53	137	68.03
	ばいじん	64,411	55,997	114,743	129,846	179,154	185,843
	動物の死体	0	0	977	28	977	28.17
	動物系固形不要物	0	5,813	73	249	73	6062.01
	動物のふん尿	3,201	0	0	72	3,201	72
その他	0	0	0	0	0	0	
小計	5,822,874	5,311,926	4,031,143	4,452,212	9,854,017	9,764,138	
産業特別管理廃棄物	廃油	24,438	16,730	9,685	20,586	34,123	37,316
	廃酸	34,847	33,388	20,142	20,884	54,989	54,272
	廃アルカリ	24,367	17,297	104	7,025	24,471	24,322
	感染性産業廃棄物	16,258	16,463	10,128	11,103	26,386	27,566
	特定有害廃棄物	28,809	14,414	2,133	13,423	30,942	27,837
	小計	128,719	98,293	42,192	73,021	170,911	171,313
合計	5,951,593	5,410,219	4,073,335	4,525,233	10,024,928	9,935,452	
県内・県外の割合(%)	59.4	54.0	40.6	46.0	100	100	

(注) 千葉市、船橋市、柏市分を含む。

イ 最終処分

(単位:t)

種類	県内廃棄物		県外廃棄物		合計		
	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	
産業廃棄物	燃え殻	23,482	25,686	3,172	3,121	26,654	28,807
	汚泥	109,808	82,173	21,593	28,764	131,401	110,938
	うち建設汚泥	0	0	0	0	0	0
	廃プラスチック類	42,493	31,823	27,757	16,250	70,250	48,073
	紙くず	2,484	1,283	3,147	1,077	5,631	2,361
	木くず	1,488	1,857	11,517	4,152	13,005	6,009
	繊維くず	1,647	960	1,654	601	3,301	1,560
	動植物性残さ	218	59	0	0	218	59
	ゴムくず	28	26	85	79	113	106
	金属くず	5,617	3,599	4,062	2,627	9,679	6,225
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	54,208	45,382	38,120	45,199	92,328	90,582
	がれき類	87,336	74,102	32,724	41,167	120,060	115,269
	鉱さい	35,570	5,249	249	1,342	35,819	6,591
	ばいじん	18,275	20,795	393	901	18,668	21,695
	その他	783	926	2,318	1,040	3,101	1,966
	小計	383,437	293,920	146,791	146,320	530,228	440,241
特別管理産業廃棄物(廃石綿等)	23	63	0	1	23	64	
合計	383,460	293,985	146,791	146,321	530,251	440,305	
県内・県外の割合(%)	72.3	66.8	27.7	33.2	100	100	

(注) 千葉市、船橋市、柏市分を含む。

(5) 廃棄物処理法第15条に規定する許可施設の設置状況(30年3月末現在)

種別	種類内容	排出事業者	処理業者	合計	
中間処理施設	汚泥の脱水施設	35	24	59	
	汚泥の乾燥施設(機械乾燥)	5	7	12	
	汚泥の乾燥施設(天日乾燥)	1	1	2	
	汚泥の焼却施設	7	24	31	
	廃油の油水分離施設	3	20	23	
	廃油の焼却施設	9	22	31	
	廃酸又は廃アルカリの中和施設	1	3	4	
	廃プラスチック類の破碎施設	0	95	95	
	廃プラスチック類の焼却施設	5	23	28	
	木くず又はがれき類の破碎施設	24	224	248	
	金属等を含む汚泥のコンクリート固化施設	0	0	0	
	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0	
	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	1	0	1	
	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	0	0	0	
	廃ポリ塩化ビフェニル等又は廃ポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	0	0	0	
	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0	
	木くず等の焼却施設	5	24	29	
	合計		96	467	563
	最終処分場	安定型	2	8	10
管理型		5	6	11	
遮断型		1	0	1	
合計		8	14	22	

- (注) 1 千葉市、船橋市、柏市内の施設を含む。
 2 最終処分場は残余容量が0及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含む。
 3 施設数は、種類内容の区分に従った延べ施設数。